

弘前市子ども・子育て支援事業計画（素案）に対する意見及び回答

募集期間：平成27年2月25日～平成27年3月11日

応募件数：5件（3名）

番号	応募方法	募集要件	意見等	回答
1	フ ア ツ ク ス	市 内 に 住 所 が あ る 人	<p>P. 20 ⑩病児・病後児保育事業</p> <p>病後児保育所が新たに設けられることは大歓迎ですが、病児保育所も増設してほしい。働く母親が安心して預けられる様。できれば中心部に。</p>	<p>病児・病後児保育事業については、保護者のニーズがとて高くなっております。子どもが病気の時、保護者が仕事を休める環境であることが望ましいと考えておりますが、現状では難しい状況です。したがって、仕事と家庭の調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」の普及に向けて取り組みつつ、子育てと仕事の両立のためにも、小児科医や保育所等の協力をいただきながら、増設を検討したいと考えております。</p>
			<p>P. 21 放課後児童対策</p> <p>なかよし会に通う子どもと家に家族がいる子どもは条件がちがうのだから、放課後児童と一律な扱いはしないほしい。「放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な実施」と書いてあるのは、ひとくくりにするつもりなのか？「いずれはなかよし会は児童センターに吸収する方向」という話も耳にしたことがあるが、そうしない方向でお願いしたい。</p> <p>なかよし会は、長期の休みも子どもたちが一日中すごすことになる大事な場所。「適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る。」(P. 9)のであれば、なかよし会はあくまでも独立したものとして更なる充実を図ってほしい。少子化ではあるがなかよし会を必要とする児童は増えると思われる。子どもが体調のよくない時でもゆっくりすごせる部屋の確保や、全体的にもっと広いスペースで安心して遊び生活できる様、改善、見直し等をお願いします。</p>	<p>当市における子どもの放課後の居場所については、放課後児童健全育成事業（なかよし会・児童クラブ）と放課後子供教室を中心に、児童館・児童センターの状況を踏まえながら進めることとしております。</p> <p>現状では、それぞれの事業について、対象となる児童や実施場所、事業運営上のコスト面など大きく異なる点がありますが、国の放課後子ども総合プランの目的である「共働き家庭等の『小1の壁』を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう」環境整備を進めたいと考えております。</p>

番号	応募方法	募集要件	意見等	回答
2	フ ア ツ ク ス	市 市 内 に 対 し 所 て が 納 め る 義 務 の あ る 人 、 ま た は 寄 附 を 行 う 人	<p>P. 22</p> <p>4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項</p> <p>(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方</p> <p>認定こども園について、広報11月1日（NO.209）で説明されていますが、当事業計画（素案）では詳しい説明がなく住民に十分に知らされたとは思いません。新制度なのですからもっともっと説明が必要です。認定こども園は、児童福祉法第24条第2項に位置づく施設ですが第24条第1項の市町村の保育実施の責任は必要と思います。ゆえに、申し込み者の利用調整はしっかり制度として定めて欲しいと思います。保育を必要とする子どもたちが入所できるまで、すべての施設で市（町村）が責任を果してもらいたい。</p> <hr/> <p>(3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策</p> <p>(4) 幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策</p> <p>保育とは、養護と教育を統一した営みです。新制度では、保育所では教育がないとの大きな誤解が生まれています。保育は、養護と教育を不可分のものとして一体的に保障し営まれています。養護とは子どもの日常生活を支援するケアであり、教育は子どもの学びを促す営みです。就学前の子どもには、授業というような形で教育だけを取り出すのは適当でないとされています。子どもは、日常のあそびや生活の中でケアされながら自ら学び成長するのだと思います。この観点に立ってこそ小学校教育への円滑な接続がなされると思います。</p>	<p>この度のご意見を受け、認定こども園については、2か所（P. 8、P. 14）に説明を追加いたしました。</p> <p>また、保育の利用に関する調整は現在も実施しており、保護者や保育施設の声を反映させながら、保育の必要性に応じて公正に施設利用がされるよう調整しております。今後も、保護者への利用可能施設の提供や施設への定員見直しを働きかけるなど、市として積極的に調整を図っていきたくと考えております。</p> <hr/> <p>認定こども園は幼稚園と保育所の機能と特長をあわせ持ち、教育及び保育を実施する施設とされておりますが、現在でも、多くの保育所では保育のみならず教育を、同様に幼稚園では保育も実施していると認識しております。</p> <p>また、子どもの健やかな育ちのために必要なことや今日的課題について、幼保小が連携して学び、それぞれの立場を理解していくことなどを通して、子どもの育ちを継続的に支援していくことが必要であると考えております。</p>

番号	応募方法	募集要件	意見等	回答
3	フ ア ツ ク ス	市 内 に 住 所 が あ る 人	<p>P. 22</p> <p>4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項</p> <p>(3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策</p> <p>乳幼児期の成長段階に応じた支援をすることには賛同しますが、現実には、特に保育施設に働いている保育士は、不安定雇用で低賃金であったり厳しい条件で働いている人が多い現状です。</p> <p>質の高い成果を求めるのであれば、職員の待遇改善と幼児期の家庭への日常的な環境改善の支援も必要ではないでしょうか。</p>	<p>保育や教育の量と質を改善するためには、教員や保育士の確保は不可欠であることから、その雇用環境の向上についても、制度の中で引き続き取り組むこととなっております。</p> <p>また、乳幼児期の家庭への支援については、経済的支援に係る様々な制度や母子保健関係の事業、保育所や幼稚園に通っていない子どもの家庭も利用できる、子育て支援センターや認定こども園の地域子育て支援事業などがございますので、合わせて活用していただきたいと考えております。</p>